

****機械器具 6 1 歯科用ハンドピース**
一般医療機器 歯科技工用電動式ハンドピース（70746000）

Q ベーシック

【形状・構造及び原理等】

1) 形状・構造



- ①モーターハンドピース
②コントロールユニット
③ダイナミック フットコントローラー

2) 原理

コントローラーで制御されたモーターの回転駆動力によって、チャック部に保持された回転切削器具を回転させる。

3) 性能等

回転数：1,000 - 40,000 rpm

【使用目的又は効果】

歯科技工で用いる歯科用バー等の回転切削器具を接続するため、チャックを備えた1つのハンドピースから成る歯科用器具。モーターを内蔵する。

【使用方法等】

1) 取り付け・設置（組み立て・据え付け）

機器の取り付け・設置は付属の取扱説明書に従い、専門の担当者（当社又は当社指定の業者）が行ってください。

2) 使用方法

- ①チャックを開き回転切削器具（バー類）を取り付け、コントロールユニットを操作して電源スイッチをONにする。
- ②回転速度表示を見ながら、使用する回転切削器具（バー類）に適した回転速度に調節して作業を行う。あるいは、事前に設定しておいた回転速度で作業を行う。
- ③モーターハンドピースをハンドピース用ラックに戻し、電源スイッチをOFF状態にする。

機器の詳細な操作方法は、ご使用前に必ず付属の取扱説明書をお読みになり、その方法に従って操作してください。

【使用方法等に関連する使用上の注意】

- ①使用しない場合は、回転切削器具（バー類）、または専用ピンをチャックに装着しておくこと。
- ②曲がったシャンクの回転切削器具（バー類）や、先端が摩耗、偏心している回転切削器具（バー類）は使用しないこと。
- ③回転切削器具（バー類）をチャックに装着する場合は、シャンクがチャックの底にあたるまで確実に挿入すること。半チャックを避けること。
- ④回転切削器具（バー類）を交換する場合は、必ずモーターの回転を止め、回転切削器具（バー類）の回転が確実に停止していることを確認してから行うこと。

【使用上の注意】

1) 重要な基本的注意

- ①回転切削器具（バー類）を使用する場合は、そのメーカーの指示する最大回転数を超えて使用しないこと。回転切削器具（バー類）が破折しやすくなり、術者を傷つける恐れがある。

②いかなる場合でも、モーターハンドピースの清掃にコンプレッサーエアを使用しないこと。

③研削屑や破損した研削具（バー類）などが目に入らないように、必ず防護メガネを着用すること。

④粉塵による人体への影響を避けるために、局所吸塵装置、公的機関が認可した防塵マスク、防護シールド等を使用すること。

【保管方法及び有効期間等】

【保管方法】

取扱説明書に従い、適切に保管・管理すること。

【使用耐用年数（自主基準）】

指定された保守点検及び消耗品の交換を実施した場合、7年。

【保守・点検に係る事項】

詳細については取扱説明書に従い、日常の保守・点検を励行すること。

*【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者：クルツァー ジャパン株式会社

住所：〒590-0982 大阪府堺市堺区海山町4-174

電話番号：03-5803-2151（代表）

製造業者：シック社、ドイツ

Schick GmbH

取扱説明書を必ずご参照下さい